

東地裁総第448号

令和6年3月11日

山中理司様

東京地方裁判所長 渡部勇次

司法行政文書不開示通知書

令和5年8月12日付け（同月15日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書記載のとおり

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

司法行政文書開示請求書

令和5年8月12日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

支部会報(東京地裁民事部)106号「東京地方裁判所の民事事件の立件指示、立件取消し、立件変更に関する審記官事務の取扱いの現状と審式例について」

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

